

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画伝統的建造物群保存地区 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区
- 2 縦覧場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220